



### 株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様におかれましては、極力ご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権行使期限  
2022年6月28日（火曜日）午後6時30分まで

# 第21回 定時株主総会 招集ご通知

## ●開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

## ●開催場所

大阪市中央区城見1丁目4番1号  
ホテルニューオータニ大阪 2階  
「鳳凰Ⅰ・Ⅱ」

（末尾の「第21回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	17
計算書類	37
監査報告	41

## 株式会社 エディオン

証券コード 2730

証券コード：2730  
2022年6月10日

## 株 主 各 位

(本店所在地)  
広島市中区紙屋町二丁目1番18号  
(本社事務所)  
大阪市北区中之島二丁目3番33号  
**株式会社 エディオン**  
代 表 取 締 役 久 保 允 誉  
会 長 兼 社 長 執 行 役 員

### 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご来場に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2022年6月28日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 大阪市中央区城見1丁目4番1号  
ホテルニューオータニ大阪 2階「鳳凰Ⅰ・Ⅱ」  
ご来場の際は、末尾の「第21回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
  3. 会議の目的事項  
報告事項
    1. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |            |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |

以 上

## ＜お知らせ＞

1. 当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
2. 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
3. 法令及び当社現行定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち以下の項目につきましては、当社ホームページ (<https://www.edion.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  - (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
  - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
  - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、本招集ご通知添付書類及び前述のホームページ掲載書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
4. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.edion.co.jp/>) に掲載いたします。

## ＜新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するご協力のお願い＞

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会におきましては通常と異なる運営となる場合がございます。そのため、以下の事項につきまして、ご理解・ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

1. 感染リスク低減のため、会場内の座席の間隔を従来より拡大し、例年より座席数が減少しております。そのため、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございます。
2. 前述の座席数の減少もございますので、極力ご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による議決権の行使をお願いいたします。
3. 体調不良の方におかれましては、ご来場をお控えください。ご来場いただきましても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
4. 運営スタッフはマスクを着用し、会場入口にアルコール消毒液をご用意いたします。ご来場の株主様におかれましても、マスクの着用、手指消毒にご協力をお願いいたします。  
また、ご来場の株主様への体温測定を実施させていただき、高熱の方はご入場をお断りさせていただきます。
5. 長時間の株主総会となることを避けるため、報告事項の簡略化や、質疑応答の際のご質問数及び人数を制限させていただく場合がございます。
6. 今後の状況により、株主総会会場又は運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://www.edion.co.jp/>) にてお知らせいたします。

## <議決権行使についてのご案内>

当社では、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。  
なお、当日ご来場の場合は、書面又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権の行使には以下の方法がございます。

### 株主総会にご来場の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
ご来場の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

**2022年6月29日（水曜日） 午前10時**

### 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

**2022年6月28日（火曜日） 午後6時30分到着分まで**

### インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使していただけます。  
詳しくは次頁をご覧ください。

行使期限

**2022年6月28日（火曜日） 午後6時30分入力完了分まで**

## インターネット等による議決権行使のご案内



スマートフォンから  
議決権行使が簡単にできて便利

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことでログインできます

議決権行使書		議決権行使に関する票		投票日現在の所有株式数	
〇〇〇株式会社 御中	議決権の数	第〇号	賛	第〇号	賛
株主様 様		第〇号	賛	第〇号	賛
		第〇号	賛	第〇号	賛

※以上記載の事項は、議決権行使書（議決権行使書）に記載の事項と一致していることを確認してください。

**ログイン用QRコードはこちら**

〇〇〇株式会社



※上記方法での議決権行使は1回に限りです  
※QRコードは株主専用ウェブの登録商標です



専用のウェブサイトへアクセス



<https://evote.tr.mufg.jp/>

① お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力し「ログイン」

議決権行使書		議決権行使に関する票		投票日現在の所有株式数	
〇〇〇株式会社 御中	議決権の数	第〇号	賛	第〇号	賛
株主様 様		第〇号	賛	第〇号	賛
		第〇号	賛	第〇号	賛

※以上記載の事項は、議決権行使書（議決権行使書）に記載の事項と一致していることを確認してください。

**副票拡大**

ログイン用QRコード

ログインID  
5432-9876-2358-DPS

仮パスワード 株主専用ID  
123456

〇〇〇株式会社

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主様へお送りしたログインIDと仮パスワードを入力してください。

ログイン

ログインID  (半角)

仮パスワード  (半角)

② 新しいパスワードをご入力し「送信」

現在のパスワード  (半角)

新しいパスワード  (半角)

新しいパスワード(確認用)  (半角)

③ 画面の案内に従って賛否をご入力

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

議決権行使ウェブサイトは、毎日午前2時～午前5時は取り扱いを休止いたします。  
書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。  
また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。  
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績、財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、1株につき22円といたしたいと存じます。

なお、2021年12月に中間配当金として1株につき22円をお支払いしておりますので、年間にお支払いする配当金は1株につき44円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金22円 総額2,250,408,050円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	くぼ まさ たか 久保 允 誉 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役会長兼社長執行役員	17回/17回 (100%)
2	やま さき のり お 山 崎 徳 雄 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役副社長執行役員 経営企画本部長	17回/17回 (100%)
3	かね こ さと し 金 子 悟 士 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役副社長執行役員 事業本部長	17回/17回 (100%)
4	たか はし こう ぞう 高 橋 浩 三 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 営業事業部長兼営業統括部長	13回/13回 (100%)
5	じょう く はる よし 浄 弘 晴 義 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 物流サービス事業部長	13回/13回 (100%)
6	いし ばし しょう ぞう 石 橋 省 三 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役	17回/17回 (100%)
7	たか ぎ し もん 高 木 施 文 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役	16回/17回 (94%)
8	ま ゆみ なお こ 眞 弓 奈穂子 (女性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役	17回/17回 (100%)
9	ふく しま よし ひこ 福 島 淑 彦 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役	17回/17回 (100%)
10	もり ただ つぐ 森 忠 嗣 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	—	—

(注) 社外 は社外取締役候補者を、独立 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。



## ご参考：取締役及び監査役のスキルマトリクス

本定時株主総会の第3号議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役及び監査役の陣容は以下のとおりとなる予定でございます。

各取締役及び監査役が所有する主なスキル・経験、期待する役割等に●印を表示しております。

氏名	役職	企業経営 経営戦略	財務会計 税務	営業 マーケティング	店舗開発	IT・DX	物流 ロジスティクス	人事 人材育成	法務 リスク管理	内部統制 ガバナンス
久保允誉	代表取締役	●		●	●			●	●	●
山崎徳雄	取締役	●	●		●			●	●	●
金子悟士	取締役	●		●		●	●			
高橋浩三	取締役	●		●	●					
浄弘晴義	取締役	●		●	●		●			
石橋省三	社外取締役	●	●			●				●
高木施文	社外取締役	●							●	●
眞弓奈穂子	社外取締役	●	●							●
福島淑彦	社外取締役	●		●				●		●
森忠嗣	社外取締役	●	●		●	●				●
山田富士雄	常勤監査役		●						●	●
福田有希	社外監査役		●							●
中井憲治	社外監査役								●	●

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再 任</div> <p style="text-align: center;">く      ぼ      ま      たか 久   保   允   誉 (1950年2月18日)</p>	<p>1992年 4月 株式会社ダイイチ（現株式会社エディオン）代表取締役社長</p> <p>2002年 3月 当社代表取締役会長</p> <p>2003年 7月 当社代表取締役社長</p> <p>2004年10月 株式会社ふれあいチャンネル（現株式会社ちゅピCOM）代表取締役副社長</p> <p>2012年 6月 当社代表取締役会長兼社長</p> <p>2015年 2月 株式会社サンフレッチェ広島代表取締役会長（現任）</p> <p>2018年 4月 株式会社サンキュー代表取締役会長（現任）</p> <p>2018年 6月 当社代表取締役会長兼社長執行役員（現任）</p>
	取締役会への出席状況	17回／17回（100％）
	所有する当社株式数	2,180,479株
	取締役候補者とした理由	<p>株式会社ダイイチの代表取締役就任以降、長年にわたり経営手腕を発揮し、これまでグループ全体の業績の成長を牽引しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしてきたことから、今後も当社の事業拡大及び企業価値の向上に向けて強いリーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再 任</div> <p style="text-align: center;">やま      さき      のり      お 山   崎   徳   雄 (1957年1月15日)</p>	<p>2009年 6月 当社取締役</p> <p>2012年 4月 当社経営企画本部長（現任）</p> <p>2012年 6月 当社常務取締役</p> <p>2014年 6月 当社専務取締役</p> <p>2018年 6月 当社取締役専務執行役員</p> <p>2021年 6月 当社取締役副社長執行役員（現任）</p>
	取締役会への出席状況	17回／17回（100％）
	所有する当社株式数	58,780株
	取締役候補者とした理由	<p>経営戦略部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者としていたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	再任  かね こ さと し 金 子 悟 士 (1972年8月1日)	2013年10月 株式会社Loudmouth Japan（現株式会社ラウドマウスジャパン）代表取締役社長（現任） 2014年 1月 Loudmouth Golf LLC, Chief Strategy Officer & Managing Director 2016年 6月 Oracle Corporation, Group Manager 2018年 6月 当社社外取締役 2019年 2月 当社取締役専務執行役員 2019年 2月 当社物流ITサービス本部長 2019年 6月 株式会社e-ロジ代表取締役社長 2021年 2月 当社事業本部長（現任） 2021年 6月 当社取締役副社長執行役員（現任）
	取締役会への出席状況	17回／17回（100%）
	所有する当社株式数	30,891株
	取締役候補者とした理由	企業経営における経験と知見に加え、国内外企業の情報システム部門や営業部門における豊富な経験を活かし、当社の事業の発展に貢献しております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。
4	再任  たか はし こう ぞう 高 橋 浩 三 (1961年9月12日)	2014年 2月 当社執行役員 2014年 2月 当社中四国営業部長 2015年 4月 当社近畿営業部長 2018年 2月 当社営業統括部長 2018年 7月 当社上席執行役員 2020年10月 当社商品統括部長 2021年 2月 当社事業副本部長兼商品統括部長 2021年 6月 当社取締役常務執行役員（現任） 2021年10月 当社営業事業部長兼商品統括部長 2022年 2月 当社営業事業部長兼営業統括部長（現任）
	取締役会への出席状況	13回／13回（100%）
	所有する当社株式数	26,419株
	取締役候補者とした理由	営業、商品部門における豊富な経験と実績を活かし、当社の経営へ貢献しております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再 任</div> <p style="text-align: center;">じょう く はる よし  <b>淨 弘 晴 義</b>  (1957年3月9日)</p>	2016年 6月 上新電機株式会社 取締役兼執行役員 営業本部CS推進担当 2018年 7月 当社執行役員 2018年 7月 当社法人営業統括部長 2019年 4月 当社EC・ビジネス統括部長 2019年 6月 フォーレスト株式会社代表取締役社長 2019年 7月 当社上席執行役員 2021年 2月 当社物流サービス本部長 2021年 2月 株式会社e-ロジ代表取締役社長（現任） 2021年 6月 当社取締役常務執行役員（現任） 2021年 10月 当社物流サービス事業部長（現任） 2022年 5月 株式会社ジェイトップ代表取締役社長（現任）
	取締役会への出席状況	13回／13回（100%）
	所有する当社株式数	10,700株
	取締役候補者とした理由	EC部門及び物流ロジスティクス部門における経験と実績を活かし、当社の経営へ貢献しております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者いたしました。
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再 任 社 外 独 立</div> <p style="text-align: center;">いし ばし しょう ぞう  <b>石 橋 省 三</b>  (1949年7月5日)</p>	1995年 1月 株式会社野村総合研究所経営開発部長 1997年 4月 野村証券株式会社金融研究所経営調査部長 1998年 6月 同社金融研究所副所長兼企業調査部長 2000年 5月 リーマン・ブラザーズ証券会社マネージング・ディレクター 2003年 9月 一般財団法人石橋澁山記念財団代表理事（現任） 2004年 4月 国立大学法人東京医科歯科大学理事 2005年 4月 学校法人立正大学学園監事 2007年 6月 株式会社みんかぶ社外監査役 2008年 4月 学校法人栗本学園（名古屋商科大学）理事（現任） 2014年 6月 当社社外取締役（現任） 2017年 3月 株式会社みんかぶ（現株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド）社外取締役（現任）
	在任年数	8年
	取締役会への出席状況	17回／17回（100%）
	所有する当社株式数	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	企業経営・金融における豊富な経験と知見を有しており、取締役会等における発言や、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員長を務めるなど、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。 今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任社外独立</div> <p style="text-align: center;">たかぎしもん <b>高木施文</b> (1962年12月23日)</p>	1990年 4月 弁護士登録 1990年 4月 ブレークモア法律事務所入所 1992年10月 足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所 1999年 8月 東京青山・青木・狛法律事務所パートナー 2002年 8月 ホワイト&ケース法律事務所パートナー 2014年 3月 高木法律事務所開設（現在に至る） 2015年 6月 当社社外取締役（現任）
	在任年数	7年
	取締役会への出席状況	16回／17回（94%）
	所有する当社株式数	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	<p>弁護士としての企業法務の経験と専門的知見を有しており、取締役会等における発言や、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員を務めるなど、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。</p> <p>なお、高木施文氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任社外独立</div> <p style="text-align: center;">まゆみなおこ <b>眞弓奈穂子</b> (1955年10月29日)</p>	1993年 7月 チューリッヒ・スカダー・インベストメント・ジャパン株式会社（現ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）年金営業部グループリーダー 2002年 5月 同社常務執行役員年金クライアントサービス部ヘッド 2002年 7月 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（現UBSアセット・マネジメント株式会社）常務取締役年金営業部門ヘッド 2005年 8月 ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社マーケティング・クライアントサービス部ディレクター年金チームヘッド 2019年 6月 当社社外取締役（現任）
	在任年数	3年
	取締役会への出席状況	17回／17回（100%）
	所有する当社株式数	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	<p>金融・証券分野における豊富な経験に基づく助言等、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。</p> <p>今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	再任 社外 独立  ふくしま よし ひこ <b>福 島 淑 彦</b> (1963年10月30日)	1990年 4月 ソロモンブラザーズアジア証券株式会社（現シティグループ証券株式会社）入社 1995年 7月 スウェーデン王立ストックホルム大学経済学部講師 2006年 7月 名古屋商科大学総合経営学部教授 2007年 4月 早稲田大学政治経済学術院教授（現任） 2010年 4月 早稲田大学CSR研究所所長 2019年 6月 当社社外取締役（現任）
	在任年数	3年
	取締役会への出席状況	17回／17回（100%）
	所有する当社株式数	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	経済・経営分野における学識者としての知見に基づく助言等、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。 なお、福島淑彦氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。
10	新任 社外 独立  もり ただ つぐ <b>森 忠 嗣</b> (1963年9月22日)	2004年 4月 株式会社阪急百貨店経営政策室長 2006年 6月 同社取締役執行役員 2007年10月 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社取締役執行役員 経営企画室長、システム企画室担当 2012年 3月 同社取締役常務執行役員 2012年12月 株式会社梅の花社外取締役 2014年 4月 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社取締役常務執行役員 財務室担当 2020年11月 株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス社外取締役（現任） 2021年 6月 株式会社関西スーパーマーケット取締役 2021年12月 同社顧問（現任）
	所有する当社株式数	1,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	小売業を営む企業の業務執行取締役としての豊富な経験及び知見に基づき、独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、新たに社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **社外** は社外取締役候補者を、**独立** は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 当社は、石橋省三、高木施文、眞弓奈穂子、福島淑彦の各氏を株式会社東京証券取引所の規定に定める独立役員として届け出ており、各氏が取締役役に再任され就任した場合は、独立役員の届出を継続し、また森忠嗣氏が取締役役に選任され就任した場合は、新たに独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役の在任年数は、本定時株主総会終結時の年数であります。
5. 各候補者が所有する当社株式数には、エディオングループ役員持株会における持分株式数を含んでおります。
6. 取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約について  
当社は、定款において取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、その規定により石橋省三、高木施文、眞弓奈穂子、福島淑彦の各氏との間で責任限定契約を締結しております。各氏が取締役役に再任され就任した場合は、当該契約を継続し、また森忠嗣氏が取締役役に選任され就任した場合は、新たに同契約を締結する予定であります。  
その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。
7. 会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について  
当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とし、会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。  
当該契約の内容の概要は、被保険者の会社役員としての業務による行為に起因し、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を填補するものであります。また、保険料は全額会社が負担しております。  
各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、被保険者に含めて当該契約を更新する予定であります。



## <ご参考>

### 1. 取締役・監査役候補者の指名方針及び手続

#### <指名方針>

当社は、取締役・監査役候補者を決定するには以下の事項を考慮します。

- ・ 識見、実績、能力をもっていること
- ・ 高い倫理観をもっていること
- ・ 当社グループの企業理念の実現に向けて行動できること

社外取締役及び社外監査役については、これらに加え、以下の事項についても考慮します。

- ・ 専門的知識や豊富な経験を有していること
- ・ 独立かつ客観的な視点で取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する助言ができること

#### <指名手続>

取締役については、指名方針に基づき、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を委員長とする「指名報酬委員会」にて選任候補者の検討を行い、取締役会決議により指名します。

監査役については、指名方針に基づき、公正な視点から選任候補者の検討を行い、取締役会決議により指名します。

### 2. 社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準として、会社法における規定及び証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を満たすとともに、さらに、以下に定める当社独自の独立性基準を設けています。

#### <独立性基準>

以下に定める基準のいずれにも該当しない者

- 現在又は過去において当社又はその子会社の業務執行者
- 当社の直近の株主名簿において議決権比率10%以上の大株主又は大株主である団体に現に所属している業務執行者
- 直近の3事業年度において、当社との取引総額が一度でも当社又は取引先の連結売上高の2%を超える取引先及びその連結子会社に現に所属している業務執行者
- 直近の3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している業務執行者）
- 直近の3事業年度において、年間1,000万円又は売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を当社から受けている団体等の理事その他業務執行者
- b～eの団体又は取引先に過去に所属していた場合、その団体又は取引先を退職後1年を経過していない者
- 当社又はa～eの業務執行者の配偶者又は二親等以内の親族



## ＜コーポレートガバナンス体制＞

当社は、経営意思決定機関として原則月1回開催する取締役会に加え、法令による設置義務のない経営会議等の会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行っております。さらに、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」及び「マネジメント・ディスカッションミーティング」を設置しております。

「指名報酬委員会」は、過半数を社外取締役とする3名以上の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とし、当社及び子会社の取締役・執行役員の選解任、後継者計画及び報酬に関する事項などを検討いたします。

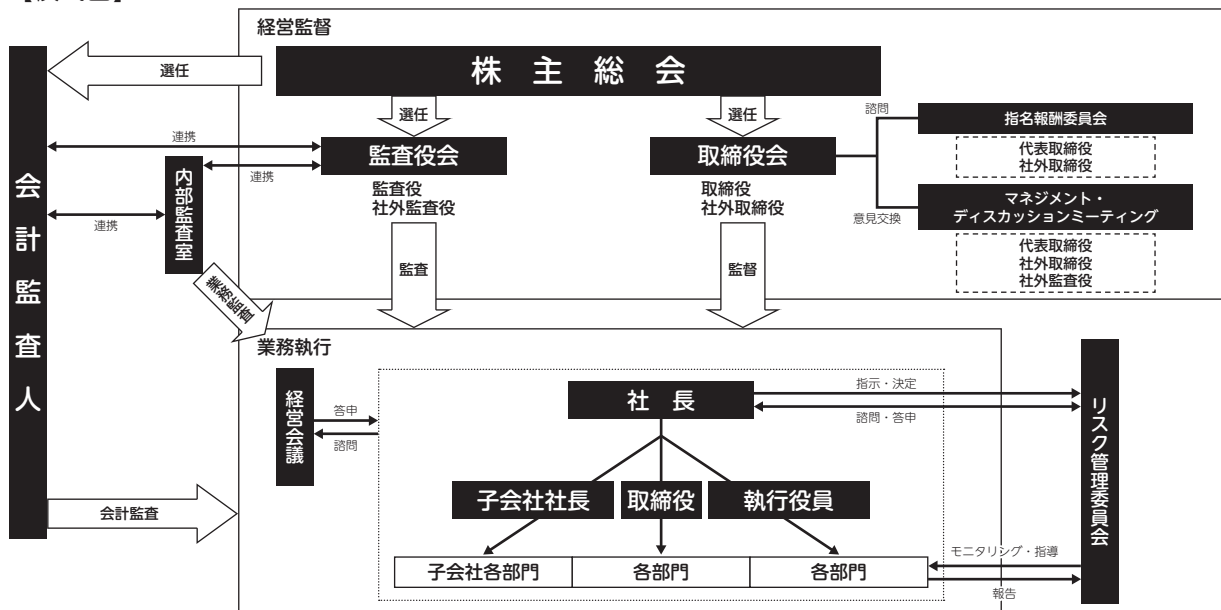
「マネジメント・ディスカッションミーティング」は、代表取締役及び社外役員から構成され、経営上重要な課題に関する意見交換を行っております。

また、監査役会は、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行について厳正な監査を実施し、内部監査部門と連絡会議等による情報共有を図っております。

さらに、「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスや有事の際の対応方針（BCP等）を含めグループ企業を取り巻くリスクを総括的に管理する環境を整備しております。

以上の体制をとることにより、グループ全体のガバナンス強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

### 【模式図】



以上

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における家電小売業界は、新型コロナウイルス感染症の長期化による経済活動の停滞が続いていたものの、ワクチン接種の進展などに伴い徐々に落ち着きを見せたこともあり、経済活動の緩やかな回復の傾向が見られ始めました。変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大や世界的な半導体不足に伴う商品供給の遅延に対する懸念など、依然として不透明な状況が続いているものの、足元では生活家電商品や携帯電話が好調に推移するなど、徐々に明るさが見られるようになっていきます。

当企業グループにおきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2021年4月から5月にかけて、一部の店舗で休業や営業時間の短縮を実施せざるを得ず、売上が減少するなどの影響が発生いたしました。6月から8月には、西日本を中心とした長梅雨や豪雨の影響もあり消費マインドが低調に推移いたしました。9月に「緊急事態宣言」が解除されたことなどを受けて消費は緩やかに回復し、2022年1月の「まん延防止等重点措置」の発令はあったものの、概ね正常化に向かいつつあります。

商品別につきましては、年間を通じて携帯電話や住宅設備などが好調に推移いたしました。一方で大画面テレビを中心とした映像家電商品やゲーム・玩具などは、前年の特別定額給付金やテレワーク需要・巣ごもり需要の影響もあり前年を下回ったものの、平年より高水準での推移を続けています。エアコンなどの季節家電商品は、長梅雨などの天候不順の影響で夏から秋にかけて売上が伸び悩みました。

2022年1月以降は、全国的に気温の低い日が続いたこと等もあり、季節家電商品が売上を回復するとともに、冷蔵庫や洗濯機・クリーナーなどの生活家電商品が順調に売上を伸ばしております。

このような中で、当社は出店エリアのドミナント化を推進するとともに、エディオンアプリとエディオンカードを生活サイクルに組み込む「お客様基盤の強化」、家電を中心としてリフォームや教育といった分野も組み合わせた快適な生活を提案し、未来の暮らしを豊かにする「事業基盤の強化」、POSや基幹システムの刷新や全国物流網の構築、ダイバーシティの推進や人事制度の見直しといった「インフラ基盤の強化」の3つの基盤強化を進めて参ります。

また、当社は「お客様の豊かな暮らしを永続的に支える企業」でありたいと考えており、社会や環境に目を向けた様々な貢献活動に取り組んでおります。

具体的な活動内容につきましては、2021年10月27日に開示いたしました統合報告書 (<https://www.edion.co.jp/ir/library/integration>) をご参照ください。

連結業績の概況

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減額	前期比 (%)
連結売上高	768,113	713,768	△54,345	92.9
営業利益	26,785	18,796	△7,989	70.2
経常利益	27,811	21,589	△6,222	77.6
親会社株主に帰属する 当期純利益	16,633	13,109	△3,524	78.8

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 連結売上高

当連結会計年度の連結売上高は7,137億68百万円(前期比92.9%)となりました。これは、携帯電話や住宅設備、洗濯機・クリーナーなどの生活家電商品が好調に推移したものの、前年の特別定額給付金やテレワーク需要・巣ごもり需要の反動減や、夏場の天候不順の影響によりエアコンなどの季節家電商品が低調に推移したため、夏から秋にかけて全般的に売上が落ち込んだこと等によるものであります。

(2) 営業利益

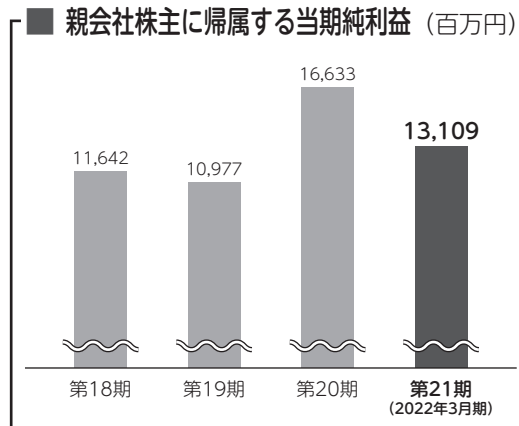
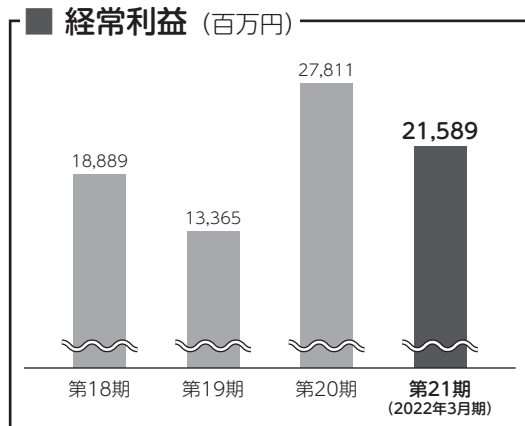
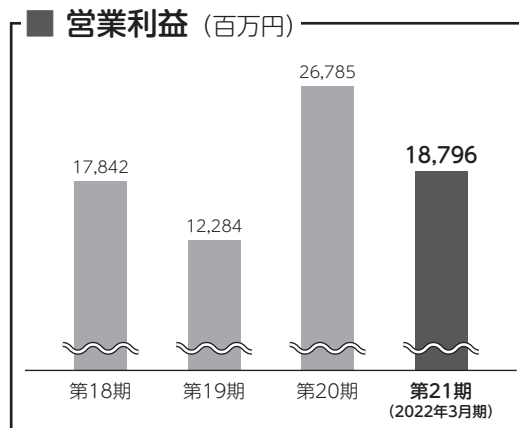
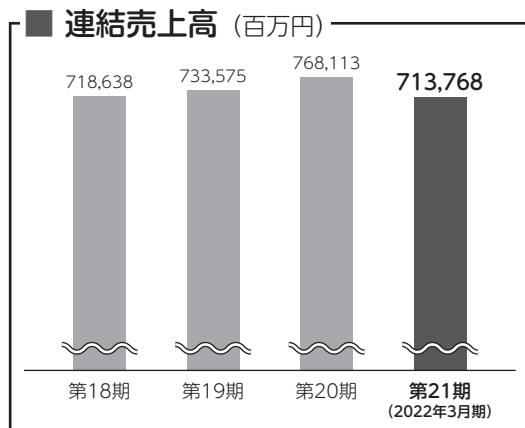
当連結会計年度の営業利益は187億96百万円(前期比70.2%)となりました。これは主に連結売上高の減少や「エディオン京都四条河原町店」を始めとした新店舗の開店費用の影響により、一時的に販売費及び一般管理費が増加したこと等によるものであります。

(3) 経常利益

当連結会計年度の経常利益は215億89百万円(前期比77.6%)となりました。これは主に営業利益の減少によるものであります。

(4) 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は131億9百万円(前期比78.8%)となりました。これは主に経常利益の減少によるものの他、減損損失が17億62百万円あったこと等によるものであります。



## 営業店舗の状況

店舗展開につきましては、家電直営店として「エディオン京都四条河原町店（京都府）」、「エディオン小牧店（愛知県）」、「エディオン高針原店（愛知県）」、「エディオンイオンモール八幡東店（福岡県）」、「エディオン日吉店（神奈川県）」、「100満ボルトイオン松任店（石川県）」、「100満ボルト富山中川原店（富山県）」などの14店舗を新設、「エディオンホームズ寝屋川店（大阪府）」などの3店舗を移転、「エディオントナリエ南千里アネックス店（大阪府）」を増床し、2店舗を閉鎖いたしました。非家電直営店は2店舗を新設、2店舗を閉鎖いたしました。

また、フランチャイズ店舗は3店舗の純増加となりました。これにより当連結会計年度末の店舗数はフランチャイズ店舗753店舗を含めて1,202店舗となりました。

	前連結会計年度末	増	加	減	少	差	引	当連結会計年度末
直 営 店	437店	16店		4店		12店		449店
フランチャイズ店	750店	20店		17店		3店		753店
合 計	1,187店	36店		21店		15店		1,202店
直営店売場面積	1,058,141㎡	44,233㎡		15,454㎡		28,779㎡		1,086,920㎡

(注) 直営店売場面積の増加・減少には、移転・建替・改装等による増加・減少が含まれております。

企業集团の商品分類別連結売上高

区 分	前連結会計年度 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		当連結会計年度 2021年4月1日から 2022年3月31日まで		前期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
家電					
テレビ	62,105	8.1	58,578	8.2	94.3
ビデオ・カメラ	20,004	2.6	14,650	2.1	73.2
オーディオ	15,170	2.0	12,329	1.7	81.3
冷蔵庫	55,027	7.2	52,519	7.4	95.4
洗濯機・クリーナー	77,437	10.1	75,911	10.6	98.0
電子レンジ・調理家電	39,607	5.1	37,386	5.2	94.4
理美容・健康器具	26,722	3.5	25,651	3.6	96.0
照明器具	6,526	0.8	5,961	0.8	91.3
エアコン	75,916	9.9	69,541	9.8	91.6
その他空調機器	31,770	4.1	23,000	3.2	72.4
その他	19,021	2.5	17,631	2.5	92.7
小 計	429,312	55.9	393,162	55.1	91.6
情報家電					
パソコン	51,296	6.7	43,401	6.1	84.6
パソコン関連商品	48,112	6.2	47,300	6.6	98.3
携帯電話	62,210	8.1	75,576	10.6	121.5
その他	15,097	2.0	14,693	2.1	97.3
小 計	176,717	23.0	180,972	25.4	102.4
その他					
ゲーム・玩具	34,326	4.5	33,652	4.7	98.0
音響ソフト・楽器	2,956	0.4	2,260	0.3	76.4
住宅設備	49,008	6.4	52,437	7.4	107.0
家電修理・工事収入	29,978	3.9	28,115	3.9	93.8
その他	45,813	5.9	23,166	3.2	50.6
小 計	162,083	21.1	139,633	19.5	86.2
合 計	768,113	100.0	713,768	100.0	92.9

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 1-2. 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達

当社は、当連結会計年度におきまして、特筆すべき資金調達を行っておりません。

### (2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は107億10百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区分	設備名	所在地	開店日	増減面積(㎡)
新設	エディオン岸和田店	大阪府岸和田市	2021年 4月 9日	3,212
//	エディオン京都四条河原町店	京都市下京区	2021年 6月 25日	9,536
//	エディオンアクロスモール春日店	福岡県春日市	2021年 6月 25日	2,275
//	エディオン小牧店	愛知県小牧市	2021年10月 1日	2,496
//	エディオン高針原店	名古屋市名東区	2021年10月 22日	2,486
//	100満ボルトイオン松任店	石川県白山市	2021年11月 12日	2,929
//	エディオンイオンモール八幡東店	北九州市八幡東区	2021年11月 19日	1,385
//	エディオン日吉店	横浜市港北区	2021年12月 3日	2,853
//	100満ボルト富山中川原店	富山県富山市	2021年12月 10日	2,637
移転	エディオンホームズ寝屋川店	大阪府寝屋川市	2021年12月 10日	69
増床	エディオントナリエ南千里アネックス店	大阪府吹田市	2021年11月 26日	1,070

### (3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

### (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

2021年9月30日付で、連結子会社である株式会社PTNが保有する、持分法非適用関連会社である株式会社BRIDGESの全株式を売却しております。

2022年3月25日付で、持分法適用関連会社である株式会社マルニ木工の当社保有の全株式を売却しております。

### 1-3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期	第19期	第20期	第21期
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高(百万円)	718,638	733,575	768,113	713,768
営業利益(百万円)	17,842	12,284	26,785	18,796
経常利益(百万円)	18,889	13,365	27,811	21,589
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	11,642	10,977	16,633	13,109
総資産額(百万円)	355,947	350,024	386,425	377,970
純資産額(百万円)	178,172	180,400	193,841	199,480
1株当たり純資産額 (円)	1,601.53	1,685.50	1,809.68	1,950.13
1株当たり当期純利益金額 (円)	105.34	101.33	155.34	125.41
自己資本比率 (%)	50.1	51.5	50.2	52.8

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を除いて算出しております。  
 3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2021年3月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

#### (2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第18期	第19期	第20期	第21期
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高(百万円)	651,746	669,436	698,596	644,036
営業利益(百万円)	16,767	10,876	25,032	15,987
経常利益(百万円)	18,244	11,967	26,429	19,645
当期純利益(百万円)	16,039	10,285	16,033	12,062
総資産額(百万円)	348,766	343,293	378,134	370,429
純資産額(百万円)	176,048	177,834	190,386	194,484
1株当たり純資産額 (円)	1,582.44	1,661.53	1,777.43	1,901.28
1株当たり当期純利益金額 (円)	145.12	94.95	149.73	115.40
自己資本比率 (%)	50.5	51.8	50.3	52.5

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を除いて算出しております。



## 1-4. 対処すべき課題

当企業グループは、収益力の向上と企業の持続的な成長のために、以下の施策を推進してまいります。

### (1) 収益力の向上への取り組み

- ①お客様のご要望や時代の変化などに俊敏に対応することで、お客様サービスの充実を図ってまいります。世代やニーズに合わせた販売促進策を行い、エディオンアプリ会員の獲得や、デジタル販促の活用を通じて、顧客接点の拡大と来店促進に努めます。店舗においては、お客様の潜在ニーズに響くサービスや商品提案に加え、お客様視点の商品開発を拡大することで、家庭内のシェアアップを目指します。物流・サービス体制では、大型商品の無料配送やスピード配達・工事などを実践し、より利便性向上に努めてまいります。
- ②販売管理費のコントロールも重要な課題と考えております。店舗の業務効率を改善し、またより一層働き方改革の取り組みをすすめるなど、人的生産性の向上に取り組んでおります。さらに広告宣伝費や販売促進費の最適化にも積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

### (2) 企業の持続的な成長への取り組み

- ①お客様のより快適な生活を提案するため、お客様の声を反映して当社で企画・開発したオリジナル商品「e angle（イー アングル）」を展開しております。当社独自の商品により、売上及び利益への貢献ができるほか、新たな市場を発掘するべく商品開発に積極的に取り組むとともに、販売を強化してまいります。
- ②リフォーム分野は消費者の「省エネ性能」「安全・安心」を重視する意識変化があり、今後も市場規模の持続的な成長が見込まれていることから、売上拡大とともに施工体制の強化や施工品質の向上に努めております。また、外壁・屋根リフォーム等の新たな商品の開発、販売を行ってまいります。
- ③多様化するニーズへの取り組みとして、「エディオンネットショップ」ではエディオンポイントや長期修理保証など、店舗と同様のサービスをご利用いただけます。またネットショップでは店舗の品揃えの補完として機能を果たすとともに、ネットショップでの購入品を店舗で受け取りいただけるなど、相互に連携したサービスを提供してまいります。
- ④未来の社会を担う子どもたちに向け、ロボットプログラミング教育を通じて、知識やスキルの習得だけでなく、創造的な考え方を主体的に学び実践できる子どもたちの育成に貢献したいと考えております。
- ⑤サステナビリティ経営にも取り組んでまいります。従前より行ってきた循環型社会形成のためのリサイクル事業や、環境支援活動などに加えて、健康経営の推進強化、ダイバーシティ&インクルージョンの推進、さらにTCFD提言へ賛同し、気候変動対応においても喫緊の課題として取り組んでおります。社会課題の解決とともに持続可能な企業発展を実現するために、引き続き取り組みの強化を図ってまいります。

今後も家電量販店ならではの生活提案や商品開発を行うことで、潜在的なお客様ニーズの顕在化と売上の拡大を図ってまいります。

## 1-5. 主要な事業内容

当企業グループは、家庭電化商品等の販売を主な事業とし、北海道から沖縄県まで広範囲にわたり「エディオン」及び「100満ボルト」のストアブランドで家電量販店を展開しております。また、インターネット販売にも注力し、当社公式通販サイト「エディオンネットショップ」にて家庭電化商品等を中心に販売し、子会社のフォーレスト株式会社が運営する「フォーレストウェイ」及び「ココデカウ」にてオフィス用品、日用品等を販売しております。

さらに、リフォーム事業を中心として、太陽光発電システム、オール電化等の住宅関連事業を行い、子会社の株式会社エディオンハウスシステムでは、産業用太陽光発電システムの施工や大規模リフォーム事業を行っております。

その他にも、インターネットサービスプロバイダ事業、ロボットプログラミング教育事業、リサイクル及びリユース事業等を行っております。

## 1-6. 企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

### (1) 企業集団の主要拠点等(2022年3月31日現在)

株式会社エディオン

本店所在地 広島市中区紙屋町二丁目1番18号

本社事務所 大阪市北区中之島二丁目3番33号

株式会社サンキュー

本店所在地 福井県福井市新保北一丁目601番地

事業所名等	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
エディオン	家庭電化商品等の販売	419	752	1,171	10	3	13
サンキュー	家庭電化商品等の販売	30	1	31	2	0	2
合 計		449	753	1,202	12	3	15

### (2) 企業集団及び事業報告作成会社の使用人の状況(2022年3月31日現在)

#### ① 企業集団の状況

使用人数 9,158名

(注) 使用人数には臨時従業員(7,276名)は含まれておりません。

#### ② 事業報告作成会社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,037名	119名増	41歳10か月	16年10か月

(注) 使用人数には臨時従業員(6,426名)は含まれておりません。

## 1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係  
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	設立年月	資本金	議決権率	主要な事業内容
(株) サンキュー	福井県 福井市	1976年 11月	千円 10,000	% 100	家庭電化商品等の販売
フォーレスト(株)	さいたま市 大宮区	1992年 7月	90,000	100	文具・事務用品、オフィス用品、日用品等の通信販売
フォーレスト酒販(株)	さいたま市 大宮区	1970年 2月	12,000	100	酒類等の販売
(株) エヌワーク	名古屋 千種区	1973年 12月	30,000	100	情報システムの運営及び開発
(株) P T N	東京都 新宿区	2016年 12月	10	100	P T Nグループの業務指導 (注)1
(株) エディオン ハウスシステム	広島 中区	2002年 6月	20,000	100	住宅リフォーム、太陽光発電システムの販売・工事等
(株) ジェイトップ	名古屋 中村区	2014年 12月	94,000	100	フリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送
(株) イー・アール ・ジャパン	広島 中区	2012年 4月	100,000	100	リユース事業及びリサイクル事業
(株) e - ロジ	広島 中区	2018年 3月	50,000	100	貨物運送業、倉庫管理業等
夢見る(株)	堺 北区	2012年 11月	10,000	100	プログラミング教室等の運営

- (注) 1. P T Nグループは、株式会社P T N、株式会社プライムステーション、株式会社Hampstead、株式会社EdBankの4社で構成しております。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 1-8. 主要な借入先及び借入額(2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,286 <small>百万円</small>
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	1,000
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,000
株 式 会 社 広 島 銀 行	860
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	646
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#4(注)1	6,800
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#9(注)2	6,950
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#2(注)3	7,100
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#10(注)4	6,650

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団#4は、株式会社八十二銀行他全19行で構成されています。
2. 株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#9は、株式会社福井銀行他全17行で構成されています。
3. 株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団#2は、株式会社伊予銀行他全19行で構成されています。
4. 株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#10は、株式会社十六銀行他全14行で構成されています。

## 1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (1) 株式会社LIXILとの資本提携契約の解消

当社は、2022年4月27日をもって株式会社LIXILとの間で締結した資本提携契約を解消し、株式会社LIXILは2022年5月13日付で所有する当社普通株式8,961,000株を株式会社ニトリホールディングスに譲渡いたしました。なお、当社と株式会社LIXILとの間で締結しております業務提携契約は継続いたします。

### (2) 株式会社ニトリホールディングスとの資本業務提携契約の締結

当社は、2022年4月27日付で株式会社ニトリホールディングスとの間に資本業務提携契約を締結いたしました。

#### <資本提携契約の概要>

株式会社ニトリホールディングスは、2022年5月13日付で株式会社LIXILより当社普通株式8,961,000株を取得いたしました。

また、株式会社ニトリホールディングスは、上記株式取得後に当社普通株式1,463,900株を市場外相対取引又は市場買付により追加取得することを決定しております。

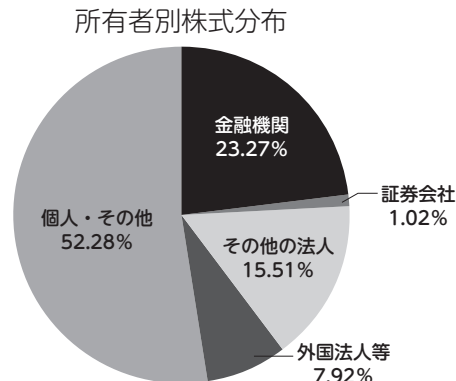
#### <業務提携契約の概要>

当社及び株式会社ニトリホールディングスは、両社グループの経営資源やノウハウを相互活用し、事業拡大を図ることを目的として、主に以下の事項について協議・検討してまいります。

- ①魅力的な店舗開発に向けた協働
- ②商品の相互交流と商品ラインアップ拡充
- ③EC事業でのシナジー創出
- ④物流ネットワーク及び設置サービス、アフターサービスネットワークの相互活用
- ⑤リフォーム事業、法人ビジネスにおけるシナジー創出

## 2. 株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数  
300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数  
112,005,636株
- (3) 株主数  
105,722名



- (4) 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,537 <sup>千株</sup>	10.30%
株式会社LIXIL	8,961	8.76
エディオングループ社員持株会	8,206	8.02
株式会社ダイイチ	3,449	3.37
久保允 誉	2,179	2.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,930	1.89
第一生命保険株式会社	1,811	1.77
株式会社三菱UFJ銀行	1,692	1.65
エディオングループ取引先持株会	1,668	1.63
住友生命保険相互会社	1,624	1.59

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は自己株式9,714,361株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
3. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に当社の社外取締役を除く取締役5名に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬(株式報酬)として、当社普通株式63,500株を交付しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2022年3月31日現在)

2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
発行日	2015年6月19日
新株予約権の数	発行数 1,500個 残数 1,381個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,929,854株
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	1,157.6円
新株予約権の行使期間	2015年7月3日から 2025年6月5日まで
新株予約権付社債の残高	13,810百万円

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第20回定時株主総会において期末配当を1株につき26円とする剰余金処分案が承認可決され、2021年3月期の年間配当が1株につき46円となったことに伴い、転換価額が1,161.2円に調整されております。(適用日：2021年4月1日以降)
2. 2021年11月10日開催の取締役会において中間配当を1株につき22円とする剰余金配当案が承認可決されたことに伴い、転換価額が1,157.6円に調整されております。(適用日：2021年10月1日以降)
3. 新株予約権の一部行使はできません。
4. 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、2025年3月19日（ただし、同日を除く）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができます。

## 4. 会社役員に関する事項

### 4-1. 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長執行役員	久 保 允 誉	株式会社サンキュー代表取締役会長 株式会社サンフレッチェ広島代表取締役会長
取締役副社長執行役員	山 崎 徳 雄	経営企画本部長
取締役副社長執行役員	金 子 悟 士	事業本部長 株式会社ラウドマウスジャパン代表取締役社長
取締役常務執行役員	高 橋 浩 三	営業事業部長兼営業統括部長
取締役常務執行役員	淨 弘 晴 義	物流サービス事業部長 株式会社e-ロジ代表取締役社長
社 外 取 締 役	石 橋 省 三	一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド社外取締役 学校法人栗本学園（名古屋商科大学）理事
社 外 取 締 役	高 木 施 文	弁護士
社 外 取 締 役	眞 弓 奈 穂 子	—
社 外 取 締 役	福 島 淑 彦	早稲田大学政治経済学術院教授
社 外 取 締 役	守 安 功	株式会社じげん社外取締役
常 勤 監 査 役	山 田 富 士 雄	—
社 外 監 査 役	竹 原 相 光	公認会計士 ZECOパートナーズ株式会社取締役会長 元気寿司株式会社社外取締役 三菱製紙株式会社社外取締役 株式会社TBSホールディングス社外監査役
社 外 監 査 役	福 田 有 希	公認会計士・税理士 大阪地方裁判所・大阪高等裁判所専門委員 株式会社精工監査役
社 外 監 査 役	中 井 憲 治	弁護士 学校法人朴沢学園（仙台大学・同大学附属明成 高等学校）理事 仙台大学客員教授



- (注) 1. 取締役石橋省三、取締役高木施文、取締役眞弓奈穂子、取締役福島淑彦、取締役守安功の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役竹原相光、監査役福田有希、監査役中井憲治の各氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役守安功氏は、2022年4月4日付で辞任いたしました。また、株式会社東京証券取引所の規定に定める独立役員として届け出ておりましたが、同日付で独立役員の指定を解除しております。
4. 社外取締役高木施文氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役山田富士雄氏は、長年にわたり財務経理業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役竹原相光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外監査役福田有希氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 社外監査役中井憲治氏は、弁護士の資格を有しており、長年にわたり法務省の要職及び最高検検事を勤めた経験があり、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、社外取締役石橋省三、社外取締役高木施文、社外取締役眞弓奈穂子、社外取締役福島淑彦、社外監査役竹原相光、社外監査役福田有希、社外監査役中井憲治の各氏を株式会社東京証券取引所の規定に定める独立役員として届け出ております。
10. 取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約について  
当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。
11. 会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について  
当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とし、会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。  
当該契約の内容の概要は、被保険者の会社役員としての業務による行為に起因し、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を填補するものであります。また、保険料は全額当社が負担しております。

#### 4-2. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小谷野 薫	2021年6月29日	任期満了	取締役常務執行役員 財務経理本部長
新 晶	2021年6月29日	任期満了	取締役

#### 4-3. 取締役及び監査役の報酬等

##### (1) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	592(41)	447(41)	75(-)	70(-)	12(5)
監査役 (うち社外監査役)	32(18)	32(18)	-	-	4(3)
合計 (うち社外役員)	625(60)	480(60)	75(-)	70(-)	16(8)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第9回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額8億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。  
また、上記報酬額とは別枠で2018年6月28日開催の第17回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年間1億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名 (うち、社外取締役は4名) です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名 (うち、社外監査役は2名) です。
3. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の「非金銭報酬等」は、譲渡制限付株式の付与のための報酬70百万円です。
5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

##### (2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等を以下のとおり取締役会において決議しております。

###### ①基本方針

当社の役員報酬は、企業価値の向上に対するインセンティブを与えるとともに、株主の視点に立脚した経営意識の醸成を図り、持続的な成長を目指すことを目的として、金銭による基本報酬と業績連動報酬、譲渡制限付株式の付与のための報酬 (株式報酬) から構成しております。

金銭報酬と株式報酬の総額はそれぞれ株主総会で決議された限度額の範囲内で、株式報酬が全体の20%以内を基準といたします。

###### ②報酬額決定手続

各報酬額の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする「指名報酬委員会」にて検討を行い、取締役会にて決議いたします。

- ・基本報酬：各取締役の役位、在任期間、会社への貢献度により年度毎の固定報酬額を決定いたします。
- ・業績連動報酬：対象事業年度の業績目標 (親会社株主に帰属する当期純利益) の達成度により報酬額を決定いたします。
- ・株式報酬：各取締役の役位、会社への貢献度により報酬額を決定し、譲渡制限付株式の割当を行います。

## ③報酬の内容が方針に沿うと取締役会が判断した理由

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬について、決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担い、監査役は客観的立場から取締役の業務の執行を監査する役割を担うことから、社外取締役及び監査役には、それぞれ基本報酬（固定報酬）のみを支給いたします。

## 4-4. 社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

## (1) 社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 法 人 等	兼 職 の 内 容
社 外 取 締 役	石 橋 省 三	一般財団法人石橋湛山記念財団	代 表 理 事
		株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド	社 外 取 締 役
		学校法人栗本学園（名古屋商科大学）	理 事
社 外 取 締 役	守 安 功	株式会社じげん	社 外 取 締 役
社 外 監 査 役	竹 原 相 光	Z E C O O パートナーズ株式会社	取 締 役 会 長
		元気寿司株式会社	社 外 取 締 役
		三菱製紙株式会社	社 外 取 締 役
		株式会社 T B S ホールディングス	社 外 監 査 役
社 外 監 査 役	福 田 有 希	株式会社精工	監 査 役
社 外 監 査 役	中 井 憲 治	学校法人朴沢学園 (仙台大学・同大学附属明成高等学校)	理 事

## (2) 当社と当該他の法人等との関係

当社と社外役員が兼職している他の法人等との間には、特別な関係はありません。

#### 4-5. 社外役員の主な活動状況

氏名 (地 位)	取締役会・監査役会 への出席状況	取締役等における発言その他の活動状況
石橋省三 (社外取締役)	取締役会17回/17回 (出席率100%)	取締役会に出席して、企業経営・金融における豊富な経験と知見を踏まえた発言を行うとともに、任意の指名報酬委員会の委員長として委員会の運営を主導して、経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。
高木施文 (社外取締役)	取締役会16回/17回 (出席率94%)	取締役会に出席するとともに、任意の指名報酬委員会の委員として、弁護士としての経験と知見を踏まえた発言を行ない、経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。
眞弓奈穂子 (社外取締役)	取締役会17回/17回 (出席率100%)	取締役会に出席して、金融・証券部門における経験と知見を活かし取締役会の監督機能強化に貢献しております。
福島淑彦 (社外取締役)	取締役会17回/17回 (出席率100%)	取締役会に出席して、経済・経営分野における学者として取締役会の監督機能強化に貢献しております。
守安功 (社外取締役)	取締役会13回/13回 (出席率100%)	取締役会に出席して、インターネットやデジタルコンテンツ・サービスを提供する企業の経営者としての豊富な経験と知見を活かし取締役会の監督機能強化に貢献しております。
竹原相光 (社外監査役)	取締役会17回/17回 (出席率100%) 監査役会11回/11回 (出席率100%)	取締役会及び監査役会への出席に加えて、会計監査人と意見交換をし、これらの場において公認会計士としての経験と知見を踏まえた発言を行ない、社外監査役として職務遂行をしております。
福田有希 (社外監査役)	取締役会17回/17回 (出席率100%) 監査役会11回/11回 (出席率100%)	取締役会及び監査役会への出席に加えて、会計監査人と意見交換をし、これらの場において公認会計士・税理士としての経験と知見を踏まえた発言を行ない、社外監査役として職務遂行をしております。
中井憲治 (社外監査役)	取締役会13回/13回 (出席率100%) 監査役会7回/7回 (出席率100%)	取締役会及び監査役会への出席に加えて、会計監査人と意見交換をし、これらの場において最高検検事及び司法要職等・弁護士としての経験と知見を踏まえた発言を行ない、社外監査役として職務遂行をしております。

(注) 社外取締役守安功、社外監査役中井憲治の両氏は、2021年6月29日開催の第20回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 5-1. 氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

### 5-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| (1) 当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額      | 95百万円  |
| (2) 当社の公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 5百万円   |
| (3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 100百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、アドバイザー業務であります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 5-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるなど、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	29,885	支払手形及び買掛金	48,346
受取手形	41	短期借入金	160
売掛金	39,623	1年内返済予定の長期借入金	10,233
商品及び製品	106,022	リース債務	647
その他	15,137	未払法人税等	917
貸倒引当金	△113	未払消費税等	643
流動資産合計	190,597	賞与引当金	5,587
<b>固定資産</b>		契約負債	29,399
<b>有形固定資産</b>		その他	13,068
建物及び構築物	55,846	流動負債合計	109,003
工具、器具及び備品	7,013	<b>固定負債</b>	
土地	57,541	転換社債型新株予約権付社債	13,830
リース資産	3,872	長期借入金	26,852
建設仮勘定	716	リース債務	3,837
その他	514	繰延税金負債	521
有形固定資産合計	125,504	再評価に係る繰延税金負債	1,589
<b>無形固定資産</b>		退職給付に係る負債	7,449
のれん	2,454	資産除去債務	10,084
その他	7,714	その他	5,319
無形固定資産合計	10,169	固定負債合計	69,486
<b>投資その他の資産</b>		<b>負 債 合 計</b>	<b>178,489</b>
投資有価証券	3,668	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
差入保証金	26,634	<b>株主資本</b>	<b>204,993</b>
繰延税金資産	18,735	資本金	11,940
その他	2,958	資本剰余金	84,948
貸倒引当金	△298	利益剰余金	118,175
投資その他の資産合計	51,699	自己株式	△10,069
<b>固定資産合計</b>	<b>187,373</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△5,512</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>377,970</b>	その他有価証券評価差額金	87
		土地再評価差額金	△4,838
		退職給付に係る調整累計額	△762
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>199,480</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>377,970</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		713,768
売上原価		504,087
売上総利益		209,681
販売費及び一般管理費		190,884
営業利益		18,796
営業外収益		
受取利息及び配当金	88	
受取事務手数料	224	
助成金収入	2,429	
その他	1,138	3,880
営業外費用		
支払利息	249	
寄付金	600	
持分法による投資損失	7	
その他	231	1,087
経常利益		21,589
特別利益		
固定資産売却益	227	
投資有価証券売却益	52	
関係会社株式売却益	23	
違約金収入	12	315
特別損失		
固定資産売却損	84	
固定資産除却損	200	
減損損失	1,762	
賃貸借契約解約損	10	
感染症関連損失	43	
その他	39	2,140
税金等調整前当期純利益		19,764
法人税、住民税及び事業税	3,552	
法人税等調整額	3,102	6,655
当期純利益		13,109
親会社株主に帰属する当期純利益		13,109

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	27,639	買掛金	44,812
売掛金	37,034	短期借入金	10,400
商品及び製品	97,171	1年内返済予定の長期借入金	9,966
原材料及び貯蔵品	311	リース債務	608
前払費用	3,536	未払金	11,365
短期貸付金	1,394	未払費用	21
未収入金	9,842	未払法人税等	537
その他	363	未払消費税等	336
貸倒引当金	△618	預り金	307
流動資産合計	176,675	前受収益	474
<b>固定資産</b>		賞与引当金	4,991
<b>有形固定資産</b>		契約負債	26,870
建物	48,998	その他	504
構築物	1,904	流動負債合計	111,197
機械及び装置	573	<b>固定負債</b>	
車両運搬具	2	転換社債型新株予約権付社債	13,830
工具、器具及び備品	6,372	長期借入金	25,818
土地	56,467	リース債務	3,768
リース資産	3,814	再評価に係る繰延税金負債	1,589
建設仮勘定	432	退職給付引当金	5,583
有形固定資産合計	118,566	資産除去債務	8,957
<b>無形固定資産</b>		預り保証金	4,572
借地権	320	その他	625
商標権	3	固定負債合計	64,746
ソフトウェア	3,590	<b>負 債 合 計</b>	<b>175,944</b>
その他	1,689	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
無形固定資産合計	5,604	<b>株主資本</b>	<b>199,239</b>
<b>投資その他の資産</b>		資本金	11,940
投資有価証券	3,238	資本剰余金	111,399
関係会社株式	22,595	資本準備金	64,137
出資金	6	その他資本剰余金	47,262
長期貸付金	887	利益剰余金	85,969
長期前払費用	836	その他利益剰余金	85,969
差入保証金	24,243	繰越利益剰余金	85,969
繰延税金資産	17,330	自己株式	△10,069
その他	498	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△4,754</b>
貸倒引当金	△53	その他有価証券評価差額金	83
投資その他の資産合計	69,583	土地再評価差額金	△4,838
固定資産合計	193,753	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>194,484</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>370,429</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>370,429</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		644,036
売上原価		453,318
売上総利益		190,718
販売費及び一般管理費		174,730
営業利益		15,987
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	1,078	
受取事務手数料	195	
助成金収入	2,420	
その他	1,041	4,770
営業外費用		
支払利息	253	
寄付金	600	
貸倒引当金繰入額	84	
その他	174	1,112
経常利益		19,645
特別利益		
固定資産売却益	217	
投資有価証券売却益	50	
関係会社株式売却益	5	
違約金収入	12	285
特別損失		
固定資産売却損	79	
固定資産除却損	165	
減損損失	866	
賃貸借契約解約損	7	
関係会社株式評価損	1,172	
感染症関連損失	43	
その他	34	2,368
税引前当期純利益		17,562
法人税、住民税及び事業税	2,550	
法人税等調整額	2,949	5,500
当期純利益		12,062

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エディオン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディオンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エディオン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の監査役がその非常勤監査役を兼務する子会社にあつては取締役会に出席するほか、その他の子会社を含め、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社エディオン 監査役会

常 勤 監 査 役	山 田 富 士 雄	㊟
社 外 監 査 役	竹 原 相 光	㊟
社 外 監 査 役	福 田 有 希	㊟
社 外 監 査 役	中 井 憲 治	㊟

以 上

## 第21回定時株主総会会場ご案内図

### 会 場

大阪府中央区城見1丁目4番1号  
ホテルニューオータニ大阪 2階  
「鳳凰Ⅰ・Ⅱ」

### 最寄りの駅

- ▶ JR大阪環状線「大阪城公園駅」  
より徒歩 約3分
- ▶ 地下鉄長堀鶴見緑地線  
「大阪ビジネスパーク駅」  
1番出口より徒歩 約3分

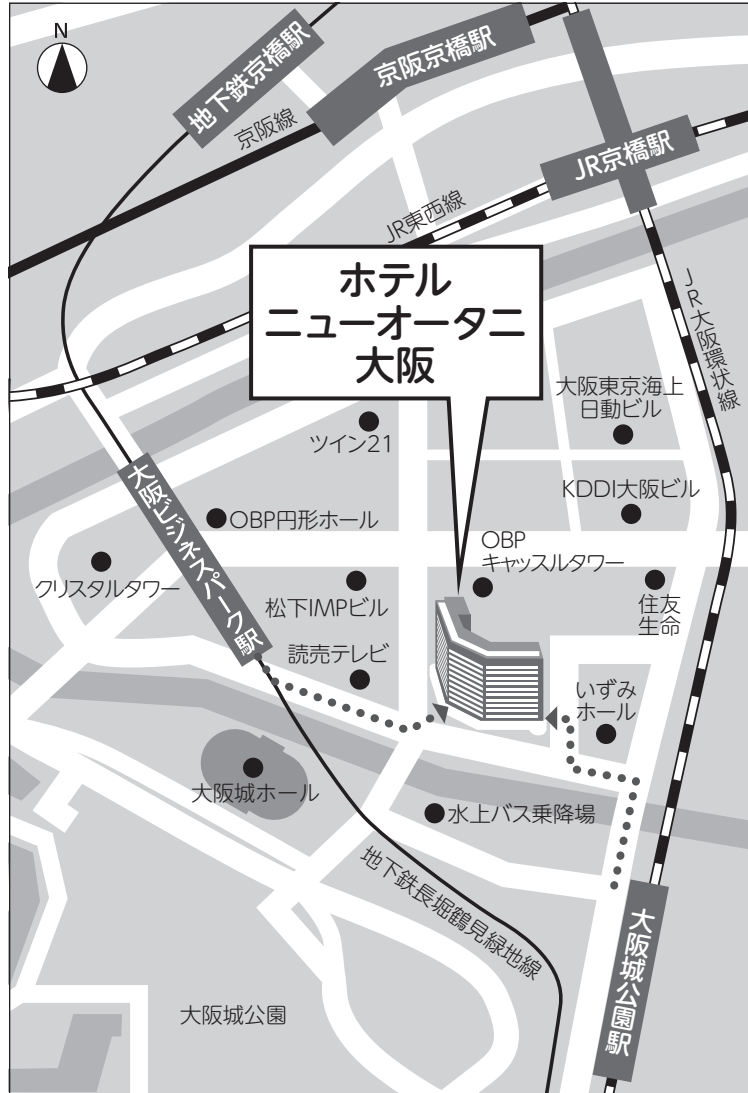
### お 願 い

当社では駐車場・駐輪場のご用意  
はございませんので、公共交通機  
関をご利用くださいますようお願い  
申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

〔会場付近略図〕





# 法令及び定款に基づく インターネット開示事項

業務の適正を確保する  
ための体制及び運用状況

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 株式会社 エディオン

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様  
に提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

エディオングループ（株式会社エディオンとその子会社）が掲げる「サービス型小売業」の理念は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様及び従業員等のステークホルダー（利害関係者）からいただく信頼のもとに成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役及び従業員のコンプライアンス（法令・社会倫理等遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。

第三に、適切な権限委譲により迅速かつ確かな意思決定が行われるとともに、重要事項については、取締役会及び社長による強力な業務執行が行われる体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に努めます。

当社は、これらの基本的な指針に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、体制の構築及び運用に努めてまいります。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。
- (2) 総務担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」の下にコンプライアンスに関する会議体を設置し、コンプライアンスを含むリスク管理体制の強化に努める。また、重要事項については、「リスク管理委員会」から取締役会へ報告することとする。
- (3) リスク管理委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスを含むリスク管理に関する適切なアドバイスを受けるものとする。
- (4) コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。
- (5) 「リスク管理委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。
- (6) 決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。
- (7) 反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

重要な意思決定がされた会議体の議事録など、取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。また、社内情報及び個人情報については、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護基本管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき適切に保存及び管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。
- (2) 総務担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、原則四半期に1回開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、コンプライアンスや有事の際の対応方針（BCP等）を含めたエディオングループ全体のあらゆるリスクを総括的に把握、評価、分析、対策及びモニタリングを行う体制を整備し、損失の危険を回避、軽減する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。
- (2) 取締役会の開催等に加えて、経営会議等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。
- (3) 取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。
- (4) 内部監査部門は、業務執行部門から独立し、各部門の不正・誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善を図るとともに経営効率の向上のため、会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価し、助言をする。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正を確保するために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

- (1) 当社は、各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。
- (2) 各子会社は、取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築するため、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用する。
- (3) 当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、取締役等の職務執行の効率化を図るため、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を整備させる。
- (4) 当社は、エディオングループ全体としての意思統一を図るため、「関係会社管理規程」に基づき当社が各子会社に従業員を外向させるなど、人材交流を図り、コミュニケーションを活性化させる。
- (5) 当社の内部監査部門が、監査体制の強化を図るため、各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施する。
- (6) 当社は、各子会社の経営を管理するため、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る一定の重要事項については、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定する。

#### 6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ1名以上を配置する。

当該専任スタッフの人选については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、コンプライアンス、リスク管理に関する重要事項、エディオングループに著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項、その他監査職務に必要な事項を監査役に報告する。



## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「リスク管理委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
- (3) 当社は、監査役（監査役室スタッフを含む。以下、同じ。）の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取り扱いを行わないものとする。
- (4) 監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
- (5) 当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

## 9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 「内部通報規程」に基づき社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、不正行為等の早期発見及び内部通報者の不利な扱いを禁止する体制を構築しております。また、「リスク管理委員会」にて不正行為等の予防及び再発防止策を講じるとともに、全社に向けた定期的な情報提供と社内研修を継続的に実施するなどコンプライアンス意識の啓発を行っております。さらに、「内部統制規程」に基づき内部統制の評価及び監査を実施し、決算情報等の財務報告について信頼性を担保しております。これらの体制により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (2) 「文書管理規程」等の社内規程に基づき取締役の職務執行に係る情報を適切に保存しております。また、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護基本管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき情報システム部門がシステム監視や情報収集を行うなど、個人情報及び企業機密の漏洩や不正アクセス等を防止するためのセキュリティの強化策を講じております。これらの体制により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備し、運用しております。
- (3) 「リスク管理規程」に基づき「リスク管理委員会」を定期に開催し、職務執行を行ううえで重大なリスクの把握、評価、分析、対策及びモニタリングを行い、損失の危険を回避、軽減ができる体制を構築しております。
- (4) 「取締役会規程」に基づき取締役会を定期に開催し、経営計画及び年度事業計画など経営に関する重要事項について、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、決定しております。また、「業務分掌および職務権限規程」に基づき経営環境や経営計画に応じて、業務執行取締役に対し決裁権限を委ねるとともに、経営会議を定期に開催し、重要な事項について機動的かつ十分な審議を行い、業務執行取締役の迅速な意思決定をサポートしております。さらに、「内部監査規程」に基づき内部監査部門が、業務監査、会計監査及び制度監査を実施し、業務活動及び会計処理は社内制度及びマニュアル等に基づき運用され正確性・適合性が担保できていることを確認しております。これらの体制により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (5) 「関係会社管理規程」に基づき当社役員が子会社役員を兼任し、子会社経営を適切に指導・管理しております。また、子会社の経営に係る重要事項に関しては当社取締役会において決議・報告を必要とするとともに、その他の事項についても当社担当部門との調整を行っております。これらの体制により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。
- (6) 監査役の監査機能の強化を図るため、取締役からの独立性に配慮したスタッフ1名を配置しております。
- (7) 取締役及び使用人は、監査役が出席している取締役会のほか、「リスク管理委員会」や経営会議等の重要な会議において、エディオングループの重要な情報について適時報告をしております。
- (8) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人並びに代表取締役との定期的な情報・意見交換を行い、円滑な監査業務の遂行を図っております。また、監査役が職務を遂行するために必要となる費用を当社が負担しております。これらの体制により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	11,940	84,951	107,697	△4,889	199,700
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	2,443	—	2,443
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,940	84,951	110,141	△4,889	202,144
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△5,078		△5,078
親会社株主に帰属する当期純利益			13,109		13,109
自己株式の取得				△5,361	△5,361
自己株式の処分		△3		181	177
土地再評価差額金の取崩			2		2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△3	8,033	△5,180	2,849
当 期 末 残 高	11,940	84,948	118,175	△10,069	204,993

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	59	△4,835	△1,083	△5,858	193,841
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	2,443
会計方針の変更を反映した当期首残高	59	△4,835	△1,083	△5,858	196,285
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△5,078
親会社株主に帰属する当期純利益					13,109
自己株式の取得					△5,361
自己株式の処分					177
土地再評価差額金の取崩					2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27	△2	321	346	346
当期変動額合計	27	△2	321	346	3,195
当 期 末 残 高	87	△4,838	△762	△5,512	199,480

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1-1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

(株)サンキュー

フォーレスト(株)

フォーレスト酒販(株)

(株)エヌワーク

(株)PTN

(株)エディオンハウスシステム

(株)ジェイトップ

(株)イー・アール・ジャパン

(株)e-ロジ

夢見る(株)

- (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### 1-2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

(株)サンフレッチェ広島

前連結会計年度において持分法適用関連会社であった(株)マルニ木工は、2022年3月25日付で保有する株式の全てを売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用しない主要な関連会社の名称等

ネオシステム(株)

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 1-3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②デリバティブ取引

時価法を採用しております。

##### ③棚卸資産

a 商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当企業グループでは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

その内、①自社ポイント制度と②修理保証サービスについては、その履行義務の内容と履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

また、消化仕入や一部のフランチャイズ加盟店に対する商品供給等、顧客への商品の提供における当企業グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

##### ① 自社ポイント制度に係る収益認識

当企業グループでは、当企業グループ独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して収益認識しております。

##### ② 修理保証サービスに係る収益認識

当企業グループでは、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。



カード会員に対して修理保証サービスを無償で提供する場合、当該修理保証サービスを別個の履行義務として特定し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

なお、修理保証サービスの履行義務は、時の経過につれて充足されると判断して取引価格を修理保証サービスの契約期間にわたり均等に収益認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

①自社ポイント制度に係る収益認識

当企業グループでは、当企業グループ独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額としてポイント引当金を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して、収益認識しております。

また、従来は、ポイント引当金繰入額やポイント販促費などポイントに係る費用を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

②修理保証サービスに係る収益認識

当企業グループでは、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。

従来は、販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、将来の修理費用見込額として商品保証引当金を計上しておりましたが、カード会員に対して修理保証サービスを無償で提供する場合、当該修理保証サービスを別個の履行義務として特定し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

なお、修理保証サービスの履行義務は、時の経過につれて充足されると判断して、取引価格



を修理保証サービスの契約期間にわたり均等に収益認識しております。

### ③代理人取引による収益認識

消化仕入や一部のフランチャイズ加盟店に対する商品供給は、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当企業グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は23,639百万円、売上原価は17,132百万円、販売費及び一般管理費は5,896百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ611百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が2,443百万円、未収入金が193百万円増加し、繰延税金資産が1,092百万円減少しております。

なお、収益認識基準の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる当連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 3-1. 有形固定資産の減損の認識及び測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	903百万円	(うち、営業店舗に属する資産グループ	859百万円)
有形固定資産	125,504	//	(うち、営業店舗に属する資産グループ 111,653百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

当企業グループでは営業部門では店舗を基本単位とし、遊休資産については物件ごとにグルーピングを行い減損損失の測定を行っております。

測定の結果、資産グループが生み出す損益が継続してマイナスであると見込まれる場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を用いております。使用価値は取締役会によって承認された事業計画等と、事業計画等策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値を使用しており、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

なお、事業計画等とは全社ベースの事業計画(2022年度)と各資産グループごとの予算(2022年度)、新規出店時の出店計画(おおよそ10年分)であります。

#### ②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、売上高成長率(0.0%~15.9%)及

び割引率（4.4%）であります。

事業計画等策定外の期間についての売上高成長率の数値は、過去の実績をベースに地域特性や営業の歴史・経緯を加味した商圏内での地位、地域開発などの外部環境の変化、及び営業支援による影響を検討して算定しております。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、数か月程度の短期的には店舗の休業等により売上高の一時的な減少等が起きる可能性はありうるものの、営業再開後には回復が見込まれるため、減損損失の測定に使用する中長期的な事業計画には大きな影響を与えないものと見込んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴い、△20.0%～20.0%の間で変動することが予想されます。

成長率の変動により、翌連結会計年度における減損損失が0～8,809百万円発生する可能性があります。

### 3-2. のれん及び無形固定資産の減損の認識及び測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	859百万円
のれん	2,454 〃 (注) 1
その他無形固定資産 (注) 2	1,685 〃 (注) 2

(注) 1. 当連結会計年度ののれんの主な内訳は、フォーレスト株式会社取得に係るのれん 102百万円、株式会社ジェイトップ取得に係るのれん 225百万円、夢見る株式会社取得に係るのれん 664百万円及び株式会社Hampstead取得に係るのれん 1,284百万円であります。

2. 当連結会計年度のその他無形固定資産の主な内訳は、フォーレスト株式会社取得に係る顧客関連資産 1,120百万円、株式会社ジェイトップ取得に係る顧客関連資産 85百万円、株式会社Hampstead取得に係る顧客関連資産 76百万円及び株式会社Hampstead取得に係る技術資産 404百万円であります。

なお、連結貸借対照表上は無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度ののれん及びその他無形固定資産については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

① 算出方法

当企業グループではのれん及び顧客関連資産等の無形固定資産については、対象となる連結子会社あるいは事業をグルーピングして減損損失の測定を行っております。

測定の結果、資産グループが生み出す損益が継続してマイナスであると見込まれる場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

資産グループの回収可能価額は取締役会によって承認された事業計画と、事業計画策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値を使用しており、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

なお、取締役会によって承認された事業計画とは各子会社の2022年度の事業計画であります。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された事業計画の基礎となる売上高成長率、また事業計画が策定されている期間を超えている期間についての売上高成長率（△2.0%～49.2%）並びに割引率（10.8%～15.2%）であります。

フォーレスト株式会社はさいたま市大宮区でオフィス用品、日用品、各種業務用品等の販売を行っております。

法人需要を中心としたオフィス用品の販売が堅調で、個人向けの販売にも注力しており、売上高成長率は1.7%~9.5%を見込んでおります。

株式会社ジェイトップは名古屋市中村区でフリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響でフリーペーパーや求人誌の需要が一時的に落ち込んでおりますが、付加価値を付与したサービス配送分野での拡大を図っており、売上高成長率は△2.0%~6.5%を見込んでおります。

夢見る株式会社は堺市北区でプログラミング教室等の運営を行っております。

「GIGAスクール構想」によるプログラミング教育の需要の高まりを受け、プログラミング教室「ロボ団」を関西を中心に新教室を積極的に開設しており、売上高成長率は0.0%~49.2%を見込んでおります。

株式会社Hampsteadは受注管理システムやJリーグ・プロ野球球団のオフィシャルサイト制作など多岐にわたるシステム開発・デジタルマーケティングを営んでおり、売上高成長率は0.0%~0.2%を見込んでおります。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、上記子会社の事業においては新型コロナウイルス感染症により事業環境が変化し、売上高の減少等が見られることから、影響を受けた当連結会計年度の業績をベースに将来の事業計画の見直しを行っております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴っております。

フォーレスト株式会社で2023年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の75.0%となった場合、フォーレスト株式会社取得に係る顧客関連資産で618百万円の減損損失が発生する可能性があります。

株式会社ジェイトップで2023年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の95.0%となった場合、株式会社ジェイトップ取得に係るのれんで169百万円の減損損失が発生する可能性があります。

夢見る株式会社で2023年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の80.0%となった場合、夢見る株式会社取得に係るのれんで301百万円の減損損失が発生する可能性があります。

株式会社Hampsteadで2023年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の95.0%となった場合、株式会社Hampstead取得に係るのれん及び顧客関連資産で819百万円の減損損失が発生する可能性があります。

(注) 各社の翌連結会計年度以降の売上高を算出に用いた金額から5.0%刻みで減少させた場合に減損損失が発生すると見込まれる減少率と減損損失の金額を記載しております。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

4-1. 有形固定資産の減価償却累計額 144,253百万円

#### 4-2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
商品及び製品	37百万円
建物及び構築物	856 //
土地	748 //
計	1,642百万円
(2) 担保に係る債務	
支払手形及び買掛金	52百万円
1年内返済予定の長期借入金	124 //
長期借入金	368 //
固定負債の「その他」(預り保証金)	432 //
計	977百万円

#### 4-3. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月28日及び2002年3月31日

再評価を行った土地の2022年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
4,607百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 5-1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	112,005,636株	-	-	112,005,636株

### 5-2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	2021年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権 付社債（注）1、2	普通株式	92	-	92	-	-
	2025年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権 付社債（注）1、3	普通株式	11,597	332	-	11,929	-
合計		-	11,597	332	-	11,929	-

（注）1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものです。

3. 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

### 5-3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,784百万円	26円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	2,293百万円	22円	2021年9月30日	2021年12月1日

### 5-4. 当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年6月29日開催予定の第21回定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 配当金の総額   | 2,250百万円   |
| (2) 1株当たり配当額 | 22円        |
| (3) 基準日      | 2022年3月31日 |
| (4) 効力発生日    | 2022年6月30日 |



## 6. 金融商品に関する注記

### 6-1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等及び安全性の高い金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

差入保証金につきましては、主に店舗、事務所、駐車場等の賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、差入れ先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、CMS（キャッシュマネジメントシステム）をグループ内で利用することなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 6-2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券(*2) その他有価証券	1,854	1,854	-
(2)差入保証金	26,634	25,561	△1,072
資産計	28,489	27,416	△1,072
(1)転換社債型新株予約権付社債	13,830	15,032	1,201
(2)長期借入金(*3)	37,086	37,154	67
(3)リース債務(*3)	4,484	4,570	86
負債計	55,402	56,757	1,354
デリバティブ取引	-	-	-

(\*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2)市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。  
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	1,441
関係会社株式	372

(\*3)流動負債に含まれている1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

(注) デリバティブに関する事項

デリバティブ取引

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当事項はありません。
- ②ヘッジ会計が適用されているもの
  - a 通貨関連  
該当事項はありません。
  - b 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価 の算定方法
				うち1年超		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	6,232	193	(*)	-

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## 6-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,854	—	—	1,854
資産計	1,854	—	—	1,854

## (2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	25,561	—	25,561
資産計	—	25,561	—	25,561
転換社債型新株予約権付社債	—	15,032	—	15,032
長期借入金	—	37,154	—	37,154
リース債務	—	4,570	—	4,570
負債計	—	56,757	—	56,757

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 有価証券及び投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する転換社債型新株予約権付社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

なお、当社の発行する転換社債型新株予約権付社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格としては認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積もられた利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### 7-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府や愛知県などの主要都市において、賃貸用の店舗物件（土地、建物を含む）を有しております。

### 7-2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
10,734	9,361

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 8. 収益認識に関する注記

### 8-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

家電直営店売上	660,171	百万円
フランチャイズ売上	25,194	//
その他	24,196	//
顧客との契約から生じる収益	709,561	//
リースに係る収益	4,206	//
その他の収益	4,206	//
外部顧客への売上高	713,768	//

### 8-2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### ①家電直営店売上

家電直営店売上は、当企業グループで運営する家電量販店及び一部の子会社の営業所における家庭電化商品の販売とそれに付随するサービス等の売上高であります。

家庭電化商品の販売とそれに付随するサービスは、顧客に商品の引き渡し完了するなど財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っております。

当企業グループでは、当企業グループ独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

また、当企業グループでは、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。

自社ポイント制度と修理保証サービスの履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、「1-3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### ②フランチャイズ売上

フランチャイズ売上は、フランチャイズ加盟店に対する家庭電化商品の供給とそれに付随するサービス等の売上高であります。

家庭電化商品の供給はフランチャイズ加盟店への引き渡し時点で契約における履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っております。

また、当企業グループでは家庭電化商品の販売に関するフランチャイズ加盟店に対し、フランチャイズ契約に従って店舗運営や商品販売に関するノウハウの提供や継続的な経営指導を行っており、ロイヤリティを得ております。

当該ロイヤリティ収入は関連する契約に従い、発生主義で収益を認識しております。

#### ③その他

その他は、取引先からの手数料収入や家庭電化商品の販売以外の事業を行う子会社の売上高等であります。

なお、これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。

#### ④リースに係る収益

リースに係る収益は、不動産及び備品等の賃貸による売上高であります。

8-3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	39,074
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	39,665
契約負債（期首残高）	28,254
契約負債（期末残高）	29,399

契約負債は、主に、自社ポイント制度に係るポイント付与額、カード会員に対して無償で提供する修理保証サービスに係る将来の修理費用見込額及び前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,193百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が1,144百万円増加した主な理由は、期末の商品の未出荷残高の増加に伴う前受金の増加によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	22,633
1年超2年以内	3,876
2年超3年以内	1,022
3年超	1,866
合計	29,399

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,950円13銭

1株当たり当期純利益金額 125円41銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	11,940	64,137	47,266	111,403	76,723	△4,889	195,177
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	2,257	-	2,257
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	11,940	64,137	47,266	111,403	78,981	△4,889	197,435
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△5,078		△5,078
当 期 純 利 益					12,062		12,062
自 己 株 式 の 取 得						△5,361	△5,361
自 己 株 式 の 処 分			△3	△3		181	177
土地再評価差額金の取崩					2		2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△3	△3	6,987	△5,180	1,803
当 期 末 残 高	11,940	64,137	47,262	111,399	85,969	△10,069	199,239

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	43	△4,835	△4,791	190,386
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	2,257
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	43	△4,835	△4,791	192,644
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△5,078
当 期 純 利 益				12,062
自 己 株 式 の 取 得				△5,361
自 己 株 式 の 処 分				177
土地再評価差額金の取崩				2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39	△2	36	36
当 期 変 動 額 合 計	39	△2	36	1,840
当 期 末 残 高	83	△4,838	△4,754	194,484

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

a 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

b 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

c その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

###### ②デリバティブ取引

時価法によっております。

###### ③棚卸資産

a 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

###### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (3) 引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

###### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なっております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社では、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

その内、①自社ポイント制度と②修理保証サービスについては、その履行義務の内容と履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

また、消化仕入や一部のフランチャイズ加盟店に対する商品供給等、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

① 自社ポイント制度に係る収益認識

当社では、当社独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して収益認識しております。

② 修理保証サービスに係る収益認識

当社では、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。

カード会員に対して修理保証サービスを無償で提供する場合、当該修理保証サービスを別個の履行義務として特定し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

なお、修理保証サービスの履行義務は、時の経過につれて充足されると判断して取引価格を修理保証サービスの契約期間にわたり均等に収益認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用してあります。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

① 自社ポイント制度に係る収益認識

当社では、当社独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額としてポイント引当金を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して、収益認識しております。

また、従来は、ポイント引当金繰入額やポイント販促費などポイントに係る費用を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

② 修理保証サービスに係る収益認識

当社では、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。

従来は、販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、将来の修理費用見込額として商品保証引当金を計上しておりましたが、カード会員に対して修理保証サービスを無償で提供する場合、当該修理保証サービスを別個の履行義務と



して特定し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

なお、修理保証サービスの履行義務は、時の経過につれて充足されると判断して、取引価格を修理保証サービスの契約期間にわたり均等に収益認識しております。

### ③代理人取引による収益認識

消化仕入や一部のフランチャイズ加盟店に対する商品供給は、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は22,855百万円、売上原価は16,760百万円、販売費及び一般管理費は5,487百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ607百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が2,257百万円、未収入金が193百万円増加し、繰延税金資産が995百万円減少しております。

ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 3-1. 有形固定資産の減損の認識及び測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 866百万円（うち、営業店舗に属する資産グループ 856百万円）  
有形固定資産 118,566 // （うち、営業店舗に属する資産グループ 106,296百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社では営業部門では店舗を基本単位とし、遊休資産については物件ごとにグルーピングを行い減損損失の測定を行っております。

測定の結果、資産グループが生み出す損益が継続してマイナスであると見込まれる場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を用いております。使用価値は取締役会によって承認された事業計画等と、事業計画等策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値を使用しており、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

なお、事業計画等とは全社ベースの事業計画（2022年度）と各資産グループごとの予算（2022年度）、新規出店時の出店計画（おおよそ10年分）であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、売上高成長率（0.0%～15.9%）及び割引率（4.4%）であります。

事業計画等策定外の期間についての売上高成長率の数値は、過去の実績をベースに地域特性や営業の歴史・経緯を加味した商圏内での地位、地域開発などの外部環境の変化、及び営業支援による影響を検討して算定しております。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、数か月程度の短期的には店舗の休業等により売上高の一時的な減少等が起きる可能性はありうるものの、営業再開後には回復が見込まれるため、減損損失の測定に使用する中長期的な事業計画には大きな影響を与えないものと見込んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴い、△20.0%～20.0%の間で変動することが予想されます。

成長率の変動により、翌事業年度における減損損失が0～8,781百万円発生する可能性があります。

### 3-2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損	1,172百万円 (注)
関係会社株式	22,595 //

(注) 当事業年度の関係会社株式評価損の内訳は、株式会社ジェイトップ株式の評価損1,172百万円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社では関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性を判定のうえ、おおむね5年以内に回復すると見込まれない場合は実質価額まで減額し、評価損を計上しております。

実質価額は、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額に、発行会社の超過収益力を反映して評価しております。超過収益力は、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローと、加重平均資本コストを基礎として算定した割引率を基礎として、算定しております。

なお、取締役会によって承認された事業計画とは株式会社ジェイトップの事業計画（2022年度）であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された事業計画の基礎となる売上高成長率、また事業計画が策定されている期間を超えている期間についての売上高成長率（△2.0%～6.5%）並びに割引率（10.8%）であります。

株式会社ジェイトップは名古屋市中村区でフリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響でフリーペーパーや求人誌の需要が一時的に落ち込んでおりますが、付加価値を付与したサービス配送分野での拡大を図っており、売上高成長率は△2.0%～6.5%を見込んでおります。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、株式会社ジェイトップの事業においては新型コロナウイルス感染症により事業環境が変化し、売上高の減少等が見られることから、影響を受けた当事業年度の業績をベースに将来の事業計画の見直しを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴っております。

株式会社ジェイトップで2023年度以降の各事業年度の売上高が算出に用いた金額の85.0%となった場合、株式会社ジェイトップ株式に対する評価損が400百万円発生する可能性があります。

(注) 株式会社ジェイトップの翌事業年度以降の売上高を算出に用いた金額から5.0%刻みで減少させた場合に関係会社株式評価損が発生すると見込まれる減少率と関係会社株式評価損の金額を記載しております。



#### 4. 貸借対照表に関する注記

4-1. 有形固定資産の減価償却累計額 132,934百万円

#### 4-2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 3,912百万円  
関係会社に対する短期金銭債務 11,732 //

#### 4-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

建物 814百万円  
構築物 41 //  
土地 748 //  
計 1,604百万円

##### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 124百万円  
長期借入金 368 //  
預り保証金 432 //  
計 925百万円

#### 4-4. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月28日及び2002年3月31日

再評価を行った土地の2022年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
4,607百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高 707百万円  
仕入高 15 //  
販売費及び一般管理費 10,595 //  
営業取引以外の取引高 1,039 //

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	4,892,126株	5,001,194株	178,959株	9,714,361株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5,001,194株は、2021年6月29日開催の取締役会決議により市場買付による買付5,000,000株及び単元未満株式の買取りによる増加1,194株であり、減少178,959株は、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換92,980株、2018年6月28日開催の第17回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少85,900株及び単元未満株式の買増しによる減少79株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
減価償却費	2,335百万円
貸倒引当金	239 //
賞与引当金	1,527 //
未払法定福利費	238 //
減損損失	5,537 //
退職給付引当金	1,708 //
契約負債	2,724 //
合併引継土地	1,390 //
資産除去債務	2,740 //
その他	4,372 //
繰延税金資産小計	22,814百万円
評価性引当額	△4,370百万円
繰延税金資産合計	18,443百万円
(繰延税金負債)	
建物等圧縮積立金	△49百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△858 //
その他有価証券評価差額金	△99 //
その他	△105 //
繰延税金負債合計	△1,112百万円
繰延税金資産の純額	17,330百万円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

### 8-1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (1) リース資産の内容

営業用店舗設備（建物）等であります。

#### (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

#### ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	3,924百万円
減価償却累計額相当額	3,826 //
期末残高相当額	98百万円

#### ② 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	143百万円
1年超	- //
合計	143百万円

#### ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

a 支払リース料	216百万円
b 減価償却費相当額	196 //
c 支払利息相当額	2 //

#### ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

### 8-2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料（借主側）

1年以内	4,792百万円
1年超	35,250 //
合計	40,043百万円

未経過リース料（貸手側）

1年以内	229百万円
1年超	2,544 //
合計	2,773百万円

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### 10-1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 サンキュー	(所有) 100%	資金の貸借	CMSによる資金 の借入	354	短期借入金	8,736

### 10-2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親者	久保允誉	(被所有) 直接 2.13% 間接 3.37%	当社代表取締役	自己株式の処分	38	—	—
役員及び その近親者	友則和寿	—	当社相談役	顧問料の支払	24	—	—
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	(株)ダイイチ	(被所有) 直接 3.37%	—	関連会社株式 の売却	30	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸借については、当社がグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムに係るものであります。なお、取引額は当事業年度減少額であります。
2. 自己株式の処分については、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の割当によるものであります。
3. 顧問料については、過去の経験等を総合的に勘案し、両者協議のうえ締結した契約書に基づき決定しております。
4. 関連会社株式の売却価格については、対象となった会社の純資産価額等を基準に協議のうえ、決定しております。

### 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,901円28銭
1株当たり当期純利益金額	115円40銭

### 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。